

市議会 1 月臨時会行政報告（1 月 3 1 日）

市議会 1 月臨時会に当たり行政報告いたします。

新型コロナウイルスワクチン追加接種等の方針について

新型コロナウイルスワクチン追加接種等の方針についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株の急速な感染拡大により、これまでとは全く異なった局面を迎え、当市の感染者数も大変残念なことではありますが、増加の一途をたどっています。

新潟県全域が、まん延防止等重点措置対象区域となっていることも踏まえ、市民の皆様には、これから 2 月 1 3 日までの約 2 週間については、感染防止対策に加え、不要不急の外出を出来る限り控えていただくなど、何卒御理解・御協力をお願いいたします。

その一方で、重症化や家庭内感染を出来る限り防ぐためにも、新型コロナウイルスワクチン接種を進めていくことが重要です。当市では、国の概ね 7 か月間隔への前倒し方針が示された直後より、新発田北蒲原医師会の皆様から絶大なる御支援をいただき、昨年 7 月末までに 2 回目接種を終えた 6 5 歳以上、約 2 9, 0 0 0 人の皆様に対し、個別医療機関では明日 2 月 1 日より、集団接種は 2 月 7 日より追加接種を開始いたします。今回、集団接種では、市が接種日時・会場を指定する方式を用いており、現時点で、混乱は全く生じてはおりません。

また、1 8 歳以上 6 4 歳までの皆様や、昨年 8 月以降に 2 回目接種を終えた 6 5

歳以上の皆様への追加接種、並びに、この度、新たに接種対象に加わった5歳から11歳までの接種についても、接種体制を整えましたことから、広報しばた2月15日号で接種券送付や予約方法などを掲載し、併せて、市のホームページなども活用して、必要な情報を適切に提供することで、新型コロナウイルスへの切り札・ワクチン接種を、安心・安全に受けていただけるよう取り組んでまいります。

なお、去る1月26日より、新潟県は濃厚接触者に対する調査・検査などの保健所業務の見直しを行い、重症化リスクの高い医療機関、高齢者施設、社会福祉施設に対する調査・感染対策と、陽性者の同居家族に対するPCR検査のみを保健所で実施し、それ以外の濃厚接触者については、陽性者本人が直接連絡し、7日間に短縮された自宅待機などを要請する方式へ急遽変更いたしました。

社会生活にこれだけ大きな影響を与える保健所業務の縮小について、事前に自治体への説明を全く行わずに踏み切った、新潟県の対応を大変残念に感じています。しかし、今、私が何よりも優先すべきは、市民の皆様命と暮らしを守ることであり、出来得る最大限の対策を講じなければなりません。

昨年2月議会において、全国の自治体に先駆け、市独自で抗原検査やPCR検査を無症状者に対し実施する予算を、議会の皆様より御承認をいただきましたが、その当時、県の医療調整本部からは、「市が勝手に検査を実施するとは」と、大変厳しい御指摘が私にありました。しかしながら、突然の保健所業務縮小という、まさに、不測の事態に直面した今、市の独自検査のために確保していた検査キットが、大いにその力を発揮する時がきました。

当市では、明日2月1日より、濃厚接触者になったとの連絡を受けた市民の皆様

の不安を、少しでも早く和らげることが出来るよう、希望する方に対し、簡易抗原検査キットを郵送し、自ら簡易検査を実施いただく取組を開始します。

申請については、濃厚接触者であるとの連絡を直接受けた御本人が、感染防止のために市役所窓口ではなく、市ホームページの電子申請、または、市健康推進課へ電話で申し込んでいただきます。なお、簡易検査の結果、陽性となった場合の対応方法や、陰性だった場合でも、7日間の自宅待機への御協力が必要となることを、簡易抗原検査キットを郵送する際に、しっかりとお伝えしてまいります。

また、保健所の重点調査・検査の実施対象外となった、学校、保育園や認定こども園などには、子ども達や保護者の皆様の不安軽減だけでなく、学びや保育の維持・継続に向けて、県が示している濃厚接触者の判断基準や濃厚接触の可能性が高い場面などに基き、市長部局と市教育委員会が適切に対処してまいります。

最後に、事業所として新発田市が、業務を継続していくための対応といたしましては、市職員などが濃厚接触者との連絡を受けた場合、人事課が、国の定めた濃厚接触者の待機期間短縮制度などを活用し、市民生活を維持するための業務に支障を及ぼすことがないよう速やかに対処してまいります。

以上で、行政報告を終わります。